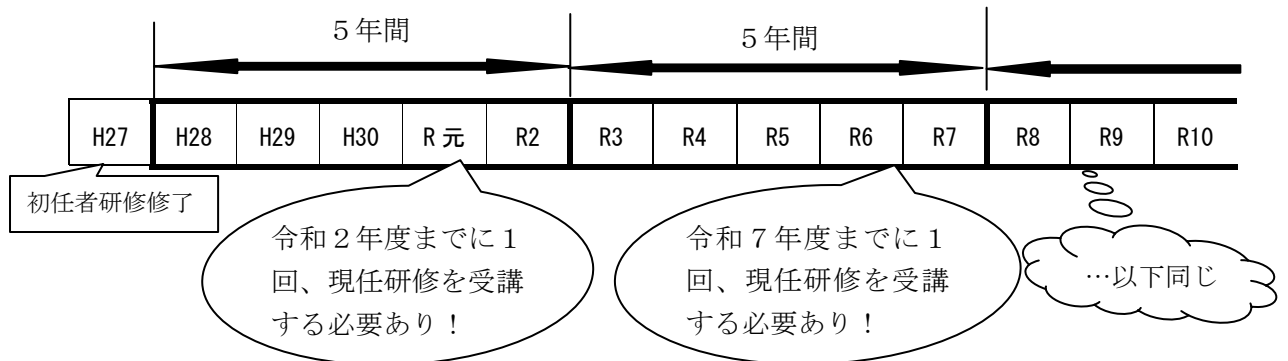


令和3年度静岡県相談支援従事者現任研修の受講について

● 現任の相談支援専門員又は相談支援専門員として従事予定の方へ

- ◇ 相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度として5年度ごとに現任研修を修了する必要があります。

(イメージ図…平成27年度に初任者研修を修了した方の場合)



- ◇ 上記の間に現任研修を修了しなかった場合、相談支援専門員として従事するためには、改めて相談支援従事者初任者研修を修了しなければなりません。

◇ 現任の相談支援専門員又は相談支援専門員として従事予定であって以下に該当する方は、今年度中に現任研修を修了してください。

- ・平成22年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、平成27年度までに現任研修を修了した方で、平成28年度以降に現任研修(2回目)又は主任相談支援専門員研修を修了していない方
- ・平成23年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、平成28年度までに現任研修を修了した方で、平成29年度以降に現任研修(2回目)又は主任相談支援専門員研修を修了していない方
- ・平成27年度及び28年度に相談支援従事者初任者研修を修了した方で、これまでに現任研修を修了していない方

※現在相談支援に従事していない場合でも、今後、相談支援専門員として従事する予定の方は受講対象者になりますので、御注意ください。